

「新しい生活様式」の定着のために

感染予防対策に 取り組む事業所へ 補助金を交付します

新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症予防対策として導入される「新しい生活様式」の定着のため、不特定多数の顧客と接触機会のある事業者を対象に、国・県・市などが定める「感染拡大防止ガイドライン」を参考にした感染予防対策をはじめとした、新しい生活様式に対応するための取組みに要する経費に対して補助金を交付します。

【支援内容】

1 補助金名	佐野市事業所等新しい生活様式定着支援補助金
2 補助金額	○ 個人事業主 2万円 ○ 法人事業者 5万円 ※上記の区分に応じ、事業所単位で定額を補助します。
3 対象経費	「新しい生活様式」に対応するための対策に要する経費 【取組・対策の例】 ○ 一般的対策（間仕切り等の設置、滞在時間や入場制限、誘導員配置、座席や会計列間隔の確保、消毒液設置、定期的な換気・消毒作業、など） ○ 事業の拡充・転換（テイクアウト・デリバリー・移動販売等の開始、通販サイトやECモール等への出店、キャッシュレス決済の導入、など）
4 対象事業者	佐野市内に対面による接客を伴う事業所等を有する事業者 ※ 原則として、緊急事態宣言期間中に生活必需品の対面販売を行っていた事業者向けの「予防対策費補助金」、感染拡大の影響による売上減少リスクを分散するために新たな取組を行う事業者向けの「新業態開拓支援補助金」とは併用できません。
5 補助要件	① 市の区域内で継続的に事業活動を営んでいること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。
6 申請期限等	令和3年1月31日まで（1回限り）

※ 本チラシは制度概要をお知らせするためのものです。詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。 <https://www.city.sano.lg.jp/jyuyonaoshirase/14220.html#jigyuu>

【お問合せ】 佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040